

2024年12月1日

一般事業主行動計画による行動計画内容

株式会社ホッカン

雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- ② 育児休業中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- ③ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための、業務内容や業務体制の見直し
- ④ 従来、主とした男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や、女性労働者に対する研修等職域拡大に対する取組
- ⑤ 企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた、職場風土の改革に関する研修等の取組
- ⑥ 管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修
- ⑦ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- ⑧ 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等、より利用しやすい制度の導入
- ⑨ 三歳以上の子を養育する労働者の子を持つ方の短時間勤務制度
- ⑩ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
- ⑪ 始業・終業時刻の繰り上げ又は繰り下げの制度

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① 時間外・休日労働の削減のための措置の実施
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
- ③ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

総合的に従業員の多様な働き方が出来るように転換制度等の環境整備を進めております。

2024年12月1日変更

問い合わせ等窓口：総務部